みんなのまち基本条例とは

~条例の基本理念~

市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民、議会、行政がそれぞれの役割と責務を果たしながら、協働してまちづくりに取り組むものとします。

◆市民の役割と責務

- ○自己の発言及び行動への責任
- ○まちづくりへの参画
- ○市民活動の役割を認識、育成

◆市議会の役割と責務

【議会】

- ○施策の決定や市政の監視
- ○条例・予算・決算の審議・議決
- ○市民の意思の反映
- ○開かれた議会づくり

【市議会議員】

○市政への提案、提言等、公正かつ誠実な職務遂行

◆行政の役割と責務

【市長】

- ○公正かつ誠実な職務の遂行
- ○職員の指揮監督、組織の改革

【行政】

- ○組織・財政の運営、人材の活用
- ○市民サービスの総合的な提供
- ○職員の資質の向上・人材育成

【職員】

- ○全体の奉仕者としての自覚
- ○公正かつ誠実に、創造性を発揮した効率的な職 務遂行
- ○知識の習得、技術の向上等の自己研さん

みんなが誇れる 住みよいまちの実現

市民

個人・団体・ 事業者

●信頼・協働関係の構築●情報共有、市民参画の

推進

基本理念

市民がまちづくりの主役であることを基本に、市民・議会・行政はそれぞれの役割と責務を果たしながら協働してまちづくりに取り組みます。

議会

●市民の意思の反映

議会づくり

●分かりやすく開かれた

●施策の決定や市政の監視

●条例・予算・決算の審議・ 議決 行政 市長・職員

まちづくりに参加しよう

まちを一番よく知っていて、地域の特色を つくり上げているのは市民の皆さんであり、 皆さんがまちづくりの主役です。

一人一人の力をまちづくりに結集し、みんなが誇れる住みよいまちを共につくっていきましょう!

参画…市民が政策等の立案、実施及び評価に 主体的に関わることをいう。

(寝屋川市みんなのまち基本条例第2条第6号)

まちづくりに関わるには どんな方法があるの?

○アンケート調査

比較的簡便に多くの市民ニーズを把握する方法 です。

○ワークショップ

まち歩き、自然観察等の共同体験やグループによる対話などの共同作業を通じて、参加者同士が 学びあったり創り出したりする方法です。

○審議会・委員会・協議会等

特定の事業実施や計画策定等に向けて意見交換 などを行う方法です。公募の市民や関係分野の代 表者、専門家、学識経験者などで構成されます。

○パブリック・コメント制度

総合計画など市の基本的な政策を定める計画、 指針など、また、市政に関する基本方針を定める ことを内容とする条例などを策定する際に、その 政策等の目的、内容などを公表して市民の皆さん からの意見を募集する方法です。

市の施策は、市広報誌、市ホームページなどを 通じてお知らせしています。是非、皆さんもまち づくりに参加してください。

200

みんなのまち基本条例ってどんなもの?

みんなのまち基本条例とは、寝屋川市における自治の基本 理念や市民、議会、行政のそれぞれの役割と責務など、「自治 の基本ルール」を定めたものです。

条例はどうやってつくられたの?

公募市民 15 人と学識者 3 人の委員で構成される「寝屋川市 みんなのまち基本条例市民検討委員会」で約1年半にわたり約40回の会議等が行われ、最終報告(条例素案)が提出されました。これを基に行政内部で検討を行い、パブリック・コメント手続を経て、平成19年12月に「寝屋川市みんなのまち基本条例」が制定され、平成20年4月1日から施行しました。

検証はどのようにするの?

みんなのまち基本条例には、「市長は、この条例の内容について、この条例の施行の日から5年を超えない期間ごとに検証を行い、必要があると認めるときは、改正の措置を講じるものとする。」と規定される「寝屋川市みんなのまち基本条例検証委員会」で検証を行います。



みんなのまち基本条例ってなぜ必要なの?

基本理念や市民、議会、行政の役割や責務、市政運営の原則などを定めることにより、お互いに信頼関係を深め、「みんなが誇れる住みよいまち」を実現することにつながります。



